

第3次愛媛県男女共同参画計画の概要

資料2-1

I 計画の理念

性別等を問わず全ての人が互いに人権を尊重し、個性や能力を発揮する男女共同参画社会を実現

II 策定の趣旨等

○趣旨

本県の現状や課題を把握し、国の施策とも呼応しつつ、実効性のある施策を総合的・計画的に推進

○計画の性格及び期間

男女共同参画社会基本法及び愛媛県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画

女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画(網掛け部分)、県の基本構想や関連各種計画との整合性を図った計画

令和3年度～12年度(10年間)の計画

○計画の目標

【目標】男女共同参画社会の実現

【テーマ】～媛(ひめ)の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

III 背景

- SDGsの達成に向けて今後の10年を「行動の10年」とし、国際協力・国内実施両面で取組を加速化
- 人生100年時代の到来を迎え、多様な選択が可能となる働き方・暮らし方が求められている
- 新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナ時代を見据えた新しい日常への基盤づくりが必要
- 人口減少(若い世代、特に女性の人口流出)、少子高齢化の急速な進展

IV 計画

【第3次計画の主な特色】…第3次男女共同参画計画と女性活躍推進計画を一体的に策定

- 「性暴力への対策の推進」や「インターネット上の女性に対する暴力等への対応」を新たに設定し、女性に対する暴力の根絶を強化
- 「男性の家事・育児・介護等の参画推進」を新たに設定し、女性の更なる活躍、生活様式のポストコロナ・ニューノーマルへの対応を推進
- 人生100年時代の到来を意識した多様な働き方や暮らし方の選択に向けた、働き方改革やワーク・ライフ・バランスなどを更に推進

○共通課題 SDGsの実現、アンコンシャス・バイアスの解消、ポストコロナ・ニューノーマルへの対応

※現下の社会情勢等を踏まえて、共通課題を初めて設定

○施策の大綱(5つの主要課題、15の重点目標、41の施策の方向を設定)・推進体制

| 主要課題 | 重点目標・施策の方向 |
|-------------------------|---|
| 1 男女の人権の尊重 | (1)女性に対する暴力の根絶 ①暴力の発生を防ぐ環境づくり ②女性に対する暴力への厳正な対処 ③被害女性に対する保護等の充実 ④性暴力への対策の推進 ⑤インターネット上の女性に対する暴力等への対応 (2)メディアにおける男女の人権の尊重 ①メディアにおける人権尊重の自主的取組 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進 (3)生涯を通じた女性の健康支援 ①生涯を通じた女性の健康支援 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進 (4)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ①貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり |
| 2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 | (1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する学習機会の提供 (2)男女共同参画の視点に立った学びの推進 ①男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発 |
| 3 意思決定の場への女性の参画拡大 | (1)行政・民間部門等における女性の参画拡大 ①行政における女性の参画拡大 ②民間部門における女性の参画拡大 ③政治分野における男女共同参画の促進 (2)女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ①女性の学習活動等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援 (3)防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ①災害対応における男女共同参画の視点の強化 ②地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 ④地域における国際交流・協力の促進 |
| 4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備 | (1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり ①働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現 ②男性の家事・育児・介護等の参画推進 ③男女が共に参画する地域づくり (2)安心して子どもを育てられる環境整備 ①育児を支援する環境の整備 ②就業継続・再就職の支援 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保 (3)高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備 ①高齢者や障がい者等の社会参画の促進 ②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり |
| 5 雇用等における男女共同参画の推進 | (1)男女均等な雇用環境の整備 ①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ②積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進 ③ハラスメント防止対策の促進 (2)職業生活における女性の活躍推進 ①女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進 ②男性の意識と職場風土の改革 ③起業等の女性のチャレンジ支援 ④情報の収集、提供及び啓発活動 (3)農林水産業における男女共同参画の促進 ①方針決定過程等への女性参画の推進 ②女性が活躍できる環境づくりと意識改革 |
| 推進体制 | 1 男女共同参画推進条例の適切な施行 ・男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置 2 市町、関係機関、民間団体との連携強化 ・えひめ女性活躍推進協議会(県内経済団体等で設立)や愛媛労働局、大学等との連携 3 基点施設の充実、機能強化 ・地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化 4 計画の進行管理、公表 ・EBPMに基づくPDCAサイクルの着実な推進 |

○数値目標…43指標を設定(従来の39指標から、目標値達成等9項目を除外、新たに13項目を追加、14項目の目標値強化を行うなど数値目標を見直し)

・「県職員の育児休業を取得した男性職員の割合」目標値30%を新設 ・「えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数」の目標値を720社に強化するなど

愛媛県女性活躍推進計画